

議案第 16 号

小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小城市条例第 15 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

小城市長 江里口 秀次

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市条例第 号

小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小城市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 53 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第16号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年小城市条例第15号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（掲示）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u></p> <hr/> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情</p>	<p><u>（掲示等）</u></p> <p>第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない</u>。</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第53条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情</p>

報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)
_____をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

議案第 17 号

小城市牛津会館条例の一部を改正する条例

小城市牛津会館条例（平成 17 年小城市条例第 99 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

小城市長 江里口 秀次

提案理由

小城市牛津会館の炊事場を廃止することに伴い、小城市牛津会館条例の一部を改正する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

小城市条例第 号

小城市牛津会館条例の一部を改正する条例

小城市牛津会館条例（平成 17 年小城市条例第 99 号）の一部を次のように改正する。

別表炊事場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第17号 小城市牛津会館条例（平成17年小城市条例第99号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表（第8条、第14条関係） 牛津会館使用料			別表（第8条、第14条関係） 牛津会館使用料		
区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
(略)			(略)		
5号室	(略)		5号室	(略)	
炊事場	476円				
備考（略）			備考（略）		

議案第 22 号

訴えの提起について

下記のとおり所有権移転登記手続請求の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 訴えの相手方 被相続人の住所 小城郡小城町大字畑田 70 番地
〃 氏名 亡 北島トメ氏
相続人全員（31 人）

2 事件の概要

- (1) 老朽化している小城保育園の施設の今後について検討するに当たり、対象物件の土地（以下「本件土地」という。）の確認をしたところ、小城市小城町に所有権移転登記がされていない土地が一部残っていることが判明した。詳しい経緯は不明であるが、昭和 51 年度に小城保育園（旧桜岡保育園）を建築するに当たり、所有者死亡の本件土地について、同年 4 月 8 日相続人と売買契約を行ったが、契約の相手方を誤っていたため、当時の相続人全員に同意書を依頼したところ、一部取得することができず、相続登記及び所有権移転登記手続きがなされないまま、現在に至る。
- (2) 本市は昭和 52 年 4 月 1 日から現在に至るまでの間、本件土地を保育園用地として所有の意思を持って平穩に、かつ、公然と占有しており、平成 9 年 4 月 1 日の経過をもって、民法第 162 条第 1 項所定の時効期間が満了し、その所有権を取得したものである。
- (3) 本市は、相手方の相続人全員に対し、上記の占有の事実に基づき、取得時効の効果を援用するとの意思表示をするとともに、訴えの要旨記載のとおり判決を求めて訴えを提起するものである。

3 訴えの要旨

(1) 相手方は、本市に対し、本件土地につき、昭和 51 年 4 月 8 日
時効取得を原因とする所有権移転登記手続きをせよ。

(2) 訴訟費用は、本市の負担とする。

4 訴えの対象物件 小城市小城町畑田字三坪 44 番 宅地 1,424 平方メートル

令和 6 年 3 月 4 日提出

小城市長 江里口 秀次

提案理由

所有権移転登記手続請求事件について訴えを提起するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決に付する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。